

○新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業補助金交付要綱

令和4年12月8日告示第59号

新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新上五島町は、新型コロナウイルス感染症、原油価格及び物価高騰による電力価格高騰の影響を受けている、町内漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び水産事業者に対し、漁業者に価格転嫁できない共同利用施設及び水産事業者の自社設備の電力価格について、負担の軽減及び経営安定化を図るため電力価格高騰分相当について、予算の範囲内において、新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については新上五島町補助金等交付規則（平成16年新上五島町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者、補助対象経費、補助額及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第4条の規定による交付申請の際に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業収支予算書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めた場合は、規則第5条に規定する交付決定通知書を交付する。

(事業計画の変更、中止又は廃止)

第5条 規則第9条の2第1項の規定による承認を受けようとする者は、新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業計画変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第9条の2第1項ただし書の軽微な変更とは、当該事業の総事業費の20パーセント以内の増減とする。

3 規則第9条の2第1項の規定による承認を受けようとする者は、新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による実績報告書の提出期限は、事業が完了した日、又は規則第9条の

2 第3項に規定する補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から30日以内とする。

2 規則第13条の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業実績書（様式第1号）
- (2) 新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業収支精算書（様式第5号）
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第7条 町長は、前条第2項の規定による提出を受けた場合においては、これを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条に規定する交付額確定通知書を交付する。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、若しくは停止し、または既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的外の用途に使用したとき。
- (2) この要綱または補助金交付決定の条件に違反したとき。
- (3) その他不正の行為があったとき。

(補助金の交付)

第9条 規則第16条の規定による請求書に添付すべき書類は、新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業補助金精算請求内訳書（様式第6号）とする。

2 この補助金は、町長が特に必要と認める場合は、概算払の方法により交付できるものとする。この場合において、規則第16条の規定による請求書に添付すべき書類は、前項の規定にかかわらず、新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業補助金概算請求内訳書（様式第7号）とする。

(補助金等の交付手続の特例)

第10条 町長は、規則第21条の規定に基づき、新上五島町水産事業施設等電力価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第8号）及び規則第16条の規定による請求書により、補助金を交付できるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

別表 (第2条関係)

事業種類	補助対象者	補助対象経費	補助額及び補助率
(1) 漁協共同利用施設等電力価格高騰対策事業	町内の各漁協	補助対象者が管理する共同利用施設等(製氷施設、荷捌施設、冷凍・冷蔵施設、上架施設等)に係る電力料金(消費税抜き)で、令和4年4月から令和5年2月分として支払った経費のうち、電力価格高騰相当分とする。ただし、直近2年度の平均電力料金(消費税抜き)が10万円に満たない場合を除く。	基準単価(直近2年度実績により算出した1kwh単価(消費税抜き))と実績単価(令和4年4月から令和5年2月実績により算出した1kwh単価(消費税抜き))との差額(A)に実績使用量(B)を乗じた額。(千円未満切捨て。)
(2) 魚介類養殖業及び水産加工業自社設備電力価格高騰対策事業	魚介類養殖業者及び6次産業化を為す水産加工業者	補助対象者が事業を営むための自社設備(冷凍・冷蔵施設、水産加工工場設備等)に係る電力料金(消費税抜き)で令和4年4月から令和5年2月分として支払った経費のうち、電力価格高騰相当分とする。ただし、直近2年度の平均電力料金(消費税抜き)が10万円に満たない場合を除く。	